



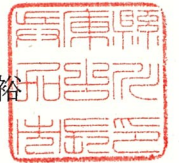
加古川市告示第 26 号

令和 8 年度特定計量器定期検査の実施について

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項の規定に基づき、定期検査を次のとおり実施する。

令和 8 年 2 月 2 日

加古川市長 岡 田 康 裕



- 1 対象となる特定計量器
計量法施行令（平成 5 年政令第 329 号）第 10 条に規定する非自動はかり、分銅、おもり及び皮革面積計
- 2 検査実施区域
加古川町、野口町及び平岡町を除く加古川市の地域
（ただし、皮革面積計については加古川市内全域）
- 3 検査実施期日・場所・機関

検査実施期日	令和 8 年 4 月 13 日から令和 8 年 5 月 26 日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の期間
検査場所	特定計量器の所在の場所
検査実施機関	一般社団法人兵庫県計量協会 神戸市中央区下山手通 6 丁目 3 番 28 号 （兵庫県中央労働センター内）



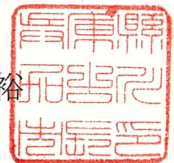
加古川市告示第27号

指定納付受託者に納付させる歳入の追加について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により指定した指定納付受託者に下記の歳入を新たに納付させることとしたため、次のとおり告示する。

令和8年2月2日

加古川市長 岡田 康裕



記

1 指定納付受託者に納付させる歳入

- (1) 加古川市立幼稚園における預かり保育の実施に関する条例（平成20年条例第24号）第5条に規定する預かり保育料
- (2) 加古川市立保育所条例（昭和35年条例第1号）第6条第3項に規定する延長保育料
- (3) 加古川市立認定こども園条例（平成28年条例第32号）第5条第3項に規定する預かり保育料及び同条第4項に規定する延長保育料

※上記いずれの料金についてもモバイル決済用アプリケーションを利用して、バーコード等を通じ、電子マネーにより納付されるものに限る。

2 指定納付受託者

東京都千代田区紀尾井町1番3号
PayPay 株式会社

3 当該取扱いを開始する日

令和8年2月2日

以上



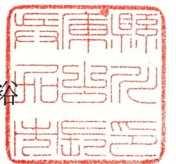
加古川市告示第28号

市道の区域変更及び供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように変更し、令和8年2月2日から供用を開始する。その関係図面は、一般の縦覧に供する。

令和8年2月2日

加古川市長 岡田 康 裕



記

1. 区域を変更する路線 下記のとおり

整理番号 路線名	道路の区域			
	区間	新旧	敷地の幅員 (m)	延長 (m)
05-1627 安田27号線	尾上町安田字下坂部485番25地先から	新	4.0～5.2	31.9
	尾上町安田字拝原563番5地先まで	旧	3.2～4.1	

2. 縦覧場所 加古川市加古川町北在家2000番地
加古川市役所 新館6階
加古川市建設部土木総務課

3. 縦覧期間 令和8年2月2日（月）から2月16日（月）まで
午前8時30分から午後5時15分まで
ただし、加古川市の休日定める条例（平成2年条例第1号）第2条第1項に規定する市の休日は除く